

平成30年舞鶴市議会意見交換会報告書

開催日時	平成30年2月4日（日）午後2時から4時まで
開催場所	舞鶴市商工観光センター 5階 コンベンションホール
テーマ	舞鶴市議会の取り組みと議会基本条例
参加議員	<p>【説明・回答担当議員（14人）】</p> <p>石束悦子、伊田悦子、伊藤清美、上野修身、上羽和幸、肝付隆治、鯛 慶一、高橋秀策、田村優樹、西村正之、福村暉史、眞下隆史、松岡茂長、松田弘幸</p> <p>【意見回収等担当議員（7人）】</p> <p>今西克己、亀井敏郎、岸田圭一郎、小谷繁雄、杉島久敏、水嶋一明、和佐谷 寛</p>
来場者	38人

内 容

【当日の流れ】

- 1 議会の取り組みと議会基本条例について
（高橋議員〔議会運営委員会委員長〕・上羽議員〔議会基本条例ワーキンググループ副座長〕から別添資料により説明）
- 2 質問・意見等受付（来場者から質問・意見等を受付〔配付した用紙に記入して提出〕）
- 3 質問・意見等に対する回答（提出された質問・意見に対して議員が順次回答）

【提出された質問・意見等とその回答】

Q. 今更、条例を設定するという事は、今までの議会運営に何か問題があったのか。条例は必要なのか。必要であるならば、なぜ今まで作らなかったのか。

A. 本市を取り巻く環境が変化していく中で、これまで以上に責任ある議会活動を行い、市民からより一層信頼される議会を目指して取り組んでいくことを決意し、議会基本条例を制定することとした。

また、平成27年5月に第19期議員で議会活動基本計画を定めた。また、その基本目標として、『市民に開かれた議会』、『議会機能の充実』、『効率的・効果的な議会運営』を定め、『効率的・効果的な議会運営』の中で、議会基本条例についてその制定の有無を、27年から議論してきた。市民の方々の意見を的確に把握して、市民全体の福祉（幸せ感・豊かさ）の向上に努めてまいりたい。

Q. 今回2回の開催だが、今後、市内で何回か意見交換会を開き、さらに多くの市民の意見を聴く機会を設けないのか。もう少し簡単にならないのか。

A. 今後の予定としては、今回の意見交換会を踏まえて、基本条例の素案を作成し、5～6月にパブリック・コメント（意見公募手続制度）を行い、市民の皆さまの意見をさらに聴かせていただいた上で、結果に基づく議論をし、最終的には本年9月定例会で条例を制定したい。それまでに意見等があれば、議会事務局まで届けていただきたい。

また、もう少し簡単にということであるが、これについても検討していきたい。

Q. 全体を通し、市民と言われているが、有権者である市民だけなのか。市外から働きに来られている方が除外されているのではないのか。

A. 決してそうではない。市外から来られる方も舞鶴市に貢献していただいているし、間

接的に舞鶴市に関係していることから、そういった方たちも含んでいる。

Q. 議会基本条例について、各項目が理解しづらい。もう少し具体的な文章にならないのか。

A. 市民の皆さんに読んでいただいて分かりやすい文章になるよう努めてきたが、行政用語など分かりにくい箇所があることから、今一度、分かりやすい文章となるよう努力していく。

Q. 「市民の多様な意見を的確に把握し、政策立案や政策提言等に生かすことにより、市政に反映させ、個別的な事案だけでなく、市民全体の福祉の向上を目指します」とあるが、「個別的な事案の解決」とは何を指すのか。

A. 地域から様々な事案を聞き、執行機関に伝え、それぞれの委員会で質問・討議をし、解決していくために、一般質問に組み込んでいる。行政に質問するため、勉強し、市民の皆さんから多くの意見を聞き、地域住民からの意見を市民全体の福祉に役立てることが大切である。

Q. 市立図書館の予算が減らされている。予算の要望に関連した意見をどのように拾っていくのか。

A. 議会としても市民の皆さんの意見を聞くことは重要である。今後も意見交換会などで意見をお聞きする機会を設けてまいりたい。また、各議員が活動の中で、ご意見をお聞きする場合もあろうかと思う。

行政としても、市政相談室を設けているので、ここに市民の皆さんから手紙を出していただき、受け取ることで、ご意見を伺うことができるものと考えている。

Q. 現在、委員会審議の際における傍聴席の確保が不十分ではないか。

A. 議会の傍聴にあたり、席が非常に狭い、確保が十分できていないのが現状である。限られたスペースの中で執行機関も参加する中での座席の確保であるため、いたし方ない部分もある。しかし、議会ロビーにおいて委員会審議を聴くことはできる。市民の皆さんにはご迷惑をお掛けしているが、ロビーに待機していただく方、中で聴いていただく方に分け、時間を決めて入れ替えをしていただくなど、市民の方にも工夫・協力いただいているのが現状である。ご指摘いただいた点は、今後、十分審議し、改善に向けて努力していきたい。

Q. 「市議会だより」に議案の論点と各会派の意見を掲載すべきではないか。

A. 「市議会だより」の紙面には限りがある。市民の皆さんに関心を持って読んでいただけるよう、紙面づくりについて広報会議の中で議論しながら発行しているが、分かりにくい部分もたくさんあると思う。この点について、今後、広報会議で十分議論を尽くし、読んでいただきやすい、分かりやすい「市議会だより」の発行に努めていくので、ご理解いただきたい。また、これについては、予算の関係もあることを申し添えておきたい。

Q. 議会・議員の活動原則、議員間討議について、どんな手法を検討されているのか。①議員間の審議の際の議員間討議は、議案質疑の後、議員間討議を行い、その後、採決する、②討議は公開で行い、後日、議事録は公開する。以上を提案する。

A. 議会は「言論の府」であり、多数の議員の議論からなる合議制機関である。質疑によって理解を深めるとともに、議論によって最良の答えを導き出すのがあるべき姿である

ことから、議員間討議は必要である。

実施状況は、必要に応じて委員会を休憩し、議員間の意見調整の合議を行ってきた。昨年については、後期実行計画の点検評価を実施する際に、委員会としての意見を取りまとめるため、委員会を休憩せずに議員間討議を活用した。

多様な意見を持つ複数の市民の代表者である議員が、自由な立場で討議し、争点を明らかにして、意見の相違や共通点を確認することにより、よりよい結論を導き出すため、取り組みを始めたばかりである。提案については、活用する場面について、意見を参考にし、議論してまいりたい。

Q. 会派制の必要性の有無について検討されたのか。

A. 会派制というのは、3人以上の議員によって、議会内に結成された議会活動を同じくする議員の団体とご理解いただきたい。会派制をとる利点は、会派内で協議を行い、結果を代表者が持ち寄って、議会全体の協議を行うことにより、効率的な議会運営を行うことができる。

28名の議員が個々に意見を述べると非効率的な議会運営となるため、会派内で意見を集約し、代表者が意見を持ち寄って合意形成する体制をとっている。

Q. なぜ保守会派が2つあるのか。

A. 舞鶴市議会では、創政クラブ議員団と新政クラブ議員団がある。「同じ政党の議員が、1つの会派を結成しなければならない」という決まりはない。

Q. 2人会派を認めることを提案する。認めないことは、事実上、排除を意味するのではないか。

A. 本年11月の選挙では、定数削減から26人となるため、2人会派が必要となれば、議会の中で議論されるものと思っている。

Q. 自分の意見、要望を出すには、請願書のような正式な方法しかないのか。気軽に要望できないものか。

A. 気軽に要望を出したいときは、直接、市長に手紙を出していただければよい。要望を出したいが、どの分野か分からない場合は、市庁舎1階に目安箱がある。議員に直接話したい場合は、町内会長や民生委員にその旨を話していただければ伝わる。

Q. 一般質問する議員としない議員の差が大きいように思うが、質問しないのはなぜか。

A. 一般質問に関しては、各議員が各定例会で質問する権利を持っているものであり、質問しなければならないという義務ではないため、各議員は、市政に対して質問がある議員のみが行うことになっている。定例会における一般質問以外の普段の議員活動で、直接、理事者に質問し、解決した場合は、改めて定例会で質問することはない。

Q. 本会議での代表質問における市長への質問は、現状、一括方式に限定されているが、以前のように一問一答を可とし、選択を議員に任せるべきではないか。

A. 代表質問は会派を代表して質問する方式であり、市政全体を質問するのが代表質問である点から、その趣旨を考えたとき、一問一答方式では違和感がある。一括方式でも、答弁を受けた後、再質問が2回できる。他の市町村でも一括方式のみが多いことを鑑み、議会運営委員会で検討の結果、一問一答を廃止し、一括方式としたことをご理解いただきたい。

Q. 議会基本条例について、議会の公開について傍聴の促進に努めるとあるが、これは傍聴を促進すると改めるべきではないか。

A. 「促進に努める」としたのは、傍聴に来ていただくのは市民の方であることから、市民の方に来ていただけるように努力するとの思いから、このような表現にした。ご理解いただきたい。

Q. 反問権は、趣旨を確認するためだけのものなのか。

A. 舞鶴市議会では、本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会において、議員の質疑等の趣旨がはっきりしない場合に、市長等は、論点や争点が曖昧にならないようにするため、議事を進行する議長又は委員長の許可を得て、反問ができることとしている。

基本的に議会は、議員が市政において理事者に対し、質問する場であり、理事者側から議員に質問することはできないことになっている。ただし、議員からの質問の趣旨を確認するための質問はできることとしている。

Q. 委員会活動など閉会中の調査研究はどのようなものか。

A. 各委員会所管事項に係る先進地への視察や調査、市内現地視察などを行なっている。また、委員会活動を行うに当たり、重点事項を決定し、所管事項について勉強会を行い、それに基づく調査研究内容や年間スケジュールを立てて活動している。

Q. 政務活動費の使途について、他府県で問題になっているが、その公開、特に領収書の件についてはどのようにしているのか。

A. 収支報告書については、市議会ホームページで閲覧できるようになっている。また、領収書については、写しが議会事務局に保管してあるので、いつでも必要に応じて閲覧できるようになっている。内容は、議長の命を受けた議会事務局が確認している。

Q. 政務活動費は、どういった目的の費用なのか。また、その額、支給方法、使途はどうなっているのか。

A. 政務活動費は、地方自治法に基づき、地方議員の調査研究やその他の活動に役立てる経費の一部として、自治体から議会や会派に公費として支給されるものである。

政務活動費の額は、各自治体で異なっており、全国最高額は、平成26年は東京都議会で、年額約720万円であるが、舞鶴市は、議員一人当たり年額26万円が会派に対し、交付されている。

地方自治法で政務活動費は、収支報告が義務付けられているが、個々の費用の執行は、個別に判断されるものとなっている。使途については、調査研究、研修、広報、陳情活動、会議、資料作成、資料購入、事務費、事務所費、人件費など幅広く使用されている。また、これらに関わる委託料、交通費、宿泊代なども含まれている。使途が不相当と判断されるものとしては、政党活動、選挙活動、後援会活動、私的経費がある。

Q. 議員定数は人口で決まっているのか。各会派の定数に関する意見は、どのように議論されたのか。定数の削減により、議員活動の範囲が狭くなり、議会活力の低下、市民の意見の吸い上げや市政への反映などに影響が出るのではないか。

A. 今期（19期）議員の中で、平成27年5月には、任期4年間に取り組む内容を示した議会活動基本計画を策定した。その中で、議員定数のあり方を検討するよう定め、

28年2月には有識者（大森先生）からの意見・考えを聞き、また、昨年4月には2回に分けて、意見交換会を行い、8団体16人の市民の方から意見を頂戴した。

それを受けて、昨年、議会運営委員会で議論、最終的には、各会派の意見を集約した中で、昨年12月議会において、議員定数については、2人の削減を可決した。2人削減となったが、議員活動を各議員が積極的に行い、全市的な視点を持って取り組むようにすればよいと思う。広報活動を通じて市民の方に情報を伝えていくが、ICTも活用しながら、様々な情報発信を行い、今回、「なぜ、基本条例を制定するのか」や議員定数削減についてもご理解いただきたい。

Q. 議員報酬について、報酬額は誰が決めるのか。

A. 議会が提案し、議会が決定（議決）する。

近年の見直し状況は、昭和63年、平成3年、5年、8年に行われ、その後22年間変更されていないことから、議会としても19期議員において、「現状が適正であるのかどうか」の検証を行ってきた。

舞鶴市特別職報酬等審議会の答申では、「議員報酬の額は、その職責を踏まえ、京都府議会の議員の議員報酬改定の状況、人口が類似する京都府内の地方公共団体、議員報酬との均衡、一般職の職員の給与改定の状況、社会経済情勢を考慮して、総合的に検討した結果、現行額が適当である」との結論をいただいていることから、舞鶴市議会では、この答申内容、近隣市議会等と比較した結果、現行額が適正ではないかと判断した。

Q. 議会図書室は、一般市民が利用できるのか。

A. 市民の方も利用できる。ただし、「図書室規程」が定められており、「図書室は議長が管理する」こととなっているため、市民の方が閲覧を希望する場合は、議会事務局に連絡していただき、議長の許可を得てご利用いただくことになる。

Q. 議会図書室の機能充実とは、どういうことか。

A. 議会図書室には、本会議をはじめ、各種会議の過去から現在までの記録が会議録として保管されており、意見書や決議も閲覧できるようになっている。蔵書としては673冊あり、議会に関する運営事典や冊子もある。機能の充実に関しては、各議員が活用していく中で、特に政策提案ができるよう図書の充実を図っていくことが必要と考える。

Q. 条例の履行について、具体的な活動計画を公開するのか。履行状況に関わる委員会の議事録等を公開するのか。

A. 基本条例で定める事項を適切かつ確実に履行するために、任期4年間にわたる具体的な内容について、実施時期等を定めて計画的に活動していく。活動計画の内容が実施できたかどうかについては、毎年検証し、市議会ホームページに掲載する。

Q. 基本条例の確実な履行のため、実行計画を策定し活動されるようだが、その実施結果における効果については誰が評価するのか。市民による評価を加えることは、考えていないのか。

A. 継続的な検討として挙げている。

常に、「条例の目的が達成されたか」は、議会で検証していく。「市民による評価を加えないのか」という点については、こういった形で対応できるかを含め、今後、検討していきたい。

Q. 議員は日頃、どんな活動をしているのか。

A. 市民の皆さんの多様な意見を的確に把握するよう努めている。各議員、資質向上のため必要に応じ、勉強会を開くなど、国・府の動き、特に市の動きや情報収集を行っている。また、定例会での質問事項や意見書の作成など、議会対応に取り組み、議会の中で反映させていくよう努力している。

議員は、兼業を認められていることから、一般的・個人的な仕事をしている者もいる。

【会場からの挙手による質問・意見等とその回答】

Q. 会派構成は、2人以上とすべきである。2人会派が認められなければ、幹事長会、幹事会に参加できないばかりか、議会運営委員会で発言もできない。これは、議会からボイコットされた、はじき出されたことを意味する。市民の多様な意見を集約するのが議会というのならば、2人会派を認めない理由を明確にさせていただきたい。今後、定数削減で議員定数が26人になれば、2人会派というのが現実となってくると思われることから、そういった矛盾を的確に受け止めていただきたい。

また、条例制定の目的に関して、議会の専門用語で述べられても市民は、分かりづらいので、平易な言葉で身近に感じられる表現にしてもらいたい。(参考例：福知山市議会)

目的には、「基本理念」と「基本理念を実行するために何があるべきか、何をすべきか」が記述されていないとおかしいと思う。基本理念が記述されていないのではないか。基本条例の目的は、地方自治法の理念に基づいたものとしていただきたい。

A. 舞鶴市議会基本条例に関しては、今回初めて市民の皆さんの前に出したが、まだ案の段階であり、今後、市民の皆さんのご意見を踏まえたくえで、パブリック・コメント等を実施していく。より良いものとしていくため、今後さらに検討をしていくのでご理解いただきたい。

会派についてのご意見だが、舞鶴市議会は会派運営をしている。これは、議会運営委員会で協議して決定したことであり、会派は3人以上というのが基本となっている。ただし、来期は、議員定数が26人となることから、改めて議論される可能性もある。

基本条例の目的についても、平易な言葉となるよう今後検討していく。

また、地方自治法の理念の件に関しても検討していきたい。

【当日回答できなかった質問・意見等とその回答】

Q. 文言について、「努めます」や「目指します」が多い。これは努力目標・逃げ口上で、条例とはいえない。

A. 議会基本条例では、議会・議員の「あるべき姿」「目指すべき姿」とともに、その実現に向けた理念や基本的事項を定めており、条例に基づく具体的な活動は、議員の任期4年間の基準として、19期の議会活動基本計画のように、計画を策定して取り組むこととしている。

Q. 行政の基本条例を検討精査したか。また、整合性を図ったか。

A. 自治基本条例のことを言われていると思うが、本市においては、自治基本条例は制定していない。

Q. 議員のみなさんの所属される政党などの違いやイデオロギーの違いがある中で、この条例でいう「市民福祉の向上」のイメージが、それぞれ違うと思うが、何か統一したイ

メージはあるのか。

A. ここでいう「市民福祉の向上」とは「市民の幸せ感や豊かさ感の向上」のことをいうので、政党などの違いはないものとする。

Q. 今回の議会基本条例の検討は、どのように実施したのか（どのような機関で行ったのか。日程は市民に公開され、会議は公開で行われたのか。審議の過程、内容は公開されているか。）

A. 議会基本条例は、議会運営委員会において検討しており、通常どおり会議は公開し、会議録も公開している。ただし、詳細な文言の整理等は、効率性等を考慮して、非公式の会議体である「ワーキンググループ」を設置して作業を進めてきた。条例制定の際には、審議の過程を分かりやすくまとめて公開することも検討していきたい。

Q. 大変な取り組みをされているように感じた。もっと一般の方々に情報発信をされ、理解を得るべきではないか。一般の方々は、ここまで活動されていることを知らないと思う。

A. 市議会だよりをはじめ、FM放送など、情報発信の努力をしているが、議員個人の活動の中で理解を広げる取り組みを含め、一層市民の皆さんにご理解いただけるよう努めていく。

Q. 情報公開をしているとのことであるが、まだまだ不十分に感じる。特定の人に偏りがあるのではないかと感じる。意見を聴く市民をもっと広い範囲にしてほしい。

A. 情報の公開については、同じ条件であることから公平であると認識しているが、意見をお聴きする機会や範囲の拡大については、様々に工夫し、市民や団体の方々に協力をお願いする中で努力していきたい。

Q. 議員定数について、「市民等の意見を参考に…」とあるが、「等」は何を指すのか。

A. 有識者のほか、必要に応じて市民以外の意見を参考にすることも考えられるため、「等」としている。今回の議員定数に係る検討においては、有識者（地方自治の研究者である東京大学名誉教授）の意見も聞いて議論した。

Q. 議会事務局の体制整備において、具体的にどのような方法を計画しているのか。

A. 市議会では、条例の制定や予算の決定、決算の認定など、市政運営の方針を決める議決機関として、その任務を果たしており、地方分権が進む中であって、その役割はますます増大している。

そうした議会の重要な任務を果たすうえでの、事務的な部門を担っているのが議会事務局で、具体的には議会全体の運営や議員活動をサポートする仕事をはじめ、会議録の作成や、調査研究業務、各種会議の準備、あるいは秘書業務などを行っている。

このような重要な補助機関としての業務を執行するため、事務局の体制整備、充実強化は極めて肝要と考える。具体的な方法としては、まず事務局の職員数を増やすこと、さらに職員一人ひとりの調査能力、政策立案能力、法制能力等の専門能力の向上を図ることが重要だと考える。

今後、実行計画を策定していく中で、職員の増員や、専門能力向上のための長期在職など、体制整備・充実強化に関する事項について、市全体の職員状況などを踏まえつつ、十分な協議等を行っていく。

Q. モニター制を導入したらどうか。

A. 貴重な意見として検討する。

Q. 会期を「通年制」にしてはどうか。

A. 議論し検討する。

Q. 議長に議会の招集権を与えてはどうか。

A. 議会の招集権は、地方自治法に定められており、市町村の裁量で付与するかどうかを決められるものではない。また、議長は、市長に対し、会議に付すべき事件を示して臨時会の招集を請求できることとなっている。

Q. 国の標準会議規則に問題点はないのか。

A. 標準会議規則は、全国市議会議長会が、各市議会の議会運営の参考となるよう標準的な規則をつくったものである。

Q. 舞鶴市の人口が毎年減少しているがなぜか。

A. 亡くなる人と生まれる人との差（自然減）が約150人、本市から出ていく人と入ってくる人との差（社会減）が約600人とされている。働く場の確保が大切と考える。

Q. 舞鶴市の成長戦略は何か。

A. 北近畿の中核都市として、港を活かした人・物・情報の交流拠点、長期的な産業育成（LNG基地等）、観光産業の進展など。

Q. 舞鶴市の社会福祉政策は何か。

A. 「みんなで支え合う地域づくり」ふさわしい家庭や家族、地域におけるコミュニティの形成を目指すとともに、自助・共助・公助の連携とその補完を強化し、市民の皆さんが安心して暮らせる生活環境を整える事業など。

【上記のほかにお寄せいただいた意見等】

なぜ今「議会基本条例」が議論されるのか疑問に思った。もっと早期に制定されていないのではないのではと思った。

私達市民に理念目標を公表されても「そうしていただかないと困ります。お願いします。」といった意見しか持てない。

栗山町での制定から10年、京丹後市が平成19年、そのあと綾部市が続き、福知山市が平成25年制定で、舞鶴市は遅れている。

市議会の基本理念に基づく平易な表現が適切。

前文は、これまでの経過が主で物足りない。舞鶴市議会の基本理念、基本的事項を体現した積極的なものが望ましい。「規範」では弱い。「最高規範」とするのが適切。解説ではそのように書かれており、最終章にも「最高規範」と明記されている。

目的のところでは、舞鶴市議会の基本理念が分かるように、より具体的な文言を入れるのが適切。案には基本理念の定義がない。第19期の活動基本計画の目標として掲げられた3項目は、基本理念実現の手段として掲げる（「市民に開かれた議会（情報公開、説明責任）」「議会機能の充実（監視機能の充実、議員間討議の充実）」「効率的・効果的な議会運営（論点の明確化、審議過程の市民への説明）」）。

市議会選挙には選挙区がないのだから、各議員は自分の地元・支持者だけの意見・要望を聞くのではなく、市政全般の発展・市民全体の福祉向上のために働いてほしい。

支持者だけのためなら、支持者だけの税金で支えてもらえばいい。

会派制による運営がこれまで行われてきたが、採決の際の賛否は、会派による拘束をしないほうが、公平性・透明性において優れていると考える。

第18期より本会議のインターネット中継をされているが、これについて疑問がある。昨年、本会議を傍聴したが、中継画像は発言している議員の映像のみであり、市長をはじめ、議場全体の映像発信をするべきだとも思う。

会議の原則公開とあるが、残念ながら、委員会の審議は公開とは程遠いのが現状。傍聴席の確保が十分ではない。執行部の説明員の数が多すぎる。減らして傍聴席を確保すべき。また、審議資料を傍聴者向けに準備すべき。現在は何もない。

議員間討議は、委員会審議において行われるのが基本のはず。執行部の説明と質疑の後、執行部は退席し、議員のみで討議を行い、その後、委員会の議決を行うのが適切だと思う。また、議員のみによる討議は、当然のことながら審議過程を明らかにするものとして公開で行い、議事録に掲載する。

議会に付与された監視機能は、行政全般にわたるもので後期実行計画に限られたものではない。委員会審議こそがその場であることを強調しておきたいと思う。

議会機能の監視機能を発揮してほしい。

議長は当然議員の多様な価値観や意見を中立、公平に運営する責務がある。課題は、その責務をどのような方法で実現するかである。

議長は、ほとんどの場合、多数会派から選出される。議長は、この選出の過程に縛られるのが一般的。その縛りに拘束されないことを公にする方法を実施すべき。具体的には、議長である期間は、会派を離れることを規定するのが適切。

市民の代表ということを常に意識して何事も真摯に取り組んでほしい。

会議の公開について、「傍聴していただけるよう努めることとしています」とあり「議会中継」「市議会だより」「市議会ホームページ」「FM放送」により情報発信となっているが、それと「議員」みずから動くことが大切であり、各議員が自分の友人・知人を呼び「生（なま）」の様子を傍聴させるのが全体的によく分かり一番良いと思う。（一点ではなく全体が

よく分かる)

市政情報コーナーも重視して広報手段として位置付ける。ホームページは、インターネットの環境や機器のない市民が排除される。また、高齢者には、パソコン操作は難しい。

市議会だよりに市民からの投稿欄を設けて市民の声を聴くのも手段として有効。

すべての会議の日程を市庁舎1階ロビーに掲示してはどうか。

参考人制度は、ほとんど活用されたことがないと推測する。議会は多様な意見を取り入れるべき。

昨年「議員請願」をした。「特別委員会」で意見陳述したが、各議員全員からの意見はなく、わずか4名の意見のみであった。本来委員であるならば意識を高め、市民の声に対し、的確に意見を述べるべきであると思う。当日は会派を代表しての意見であり、各議員の声を聞くことが出来なかったのが残念だった。市長の考えを代弁しているようなもので、中身の無い意見であった。議員の資質に疑問を感じる。

市長と対等・緊張感ある真面目な姿勢であってほしい。

政策等に対する説明要求について、「説明に努めるよう求めます」では、議会としての覚悟が疑われる。はっきり「説明を求めます」とすべき。掲げられた7つの事項は質疑の基本で、ここが明らかにならないと、質疑・議論は深まらない。

委員会の活動について、審議資料に限らず、先進地視察、市内現地視察の資料も市政情報コーナーで公開されたい。

他市との比較、人口減等々客観的に見ればまだ甘い。24名位が妥当。

舞鶴市の人口が減っていることに伴い、議員の数も減らすべきだと思う。

議員定数の検討の際は、公聴会を開催されるべきだった。以前は公聴会が開催された。

議会図書室は、一般市民の利用を可能にする運営を促進していただきたい。

二元代表制本来の役割を果たせ。

具体的な内容はないものの、仕事のすすめ方の枠組みを作るということで理解。「枠組みありき」の条例ではなく、信念を持って仕事をされることを望む。

市議会予算も税金で捻出されているという前提で実績の公開を希望する。

議員の定年制を是非検討してほしい。市政の若返り（若い今から活躍される方の意見が必要）を望む。

第19期の議会活動基本計画による活動について一定の評価をしたい。

「基本的な理念や政策」と度々出てきたが、そもそもそれは何を意味するのかを明確にする必要があると思う。私の場合、人として生まれたならば、まず心と体を統一した「人格者」となりそのような男女が神聖な結婚を通して夫婦となり家庭をつくる。そのような家庭が国を成し、世界を成してこそ平和な理想的世界が建設されるものと信じている。

国の柱である「家庭」崩壊を憂えているが、舞鶴市においては、どのように捉え、取り組んでおられるのかをお伺いしたいと思う。

家庭の再建こそ「救国救世」の鍵である全世界の諸問題解決の最大のポイントであると考えている。

交流人口300万人、経済人口10万人とあるが、現状この6～7年実人口は年間900～1000人、6%減少している。この実態をもっと見つめ対応されたい。

税収も同じように減少している（市税収入）。

議員の発言中、市長が寝たフリをしている態度が市民をバカにしているのではないかと思う。副市長・議長は何故注意しないのか。納得出来ない。

少子高齢化の進行の中で、当市は「空き屋」対策をすすめている。大浦地域もその対策地域として取り組まれているが、地区を維持する上で、有効な施策であると思っている。しかし、一番の不安は「反社会的集団」の一員が、定住することにもならないかということ。土地・家屋を取得すれば、現在の法制度のもとでは、変更はむずかしいと思われる。このような事例を防止できるような対策を考えていただきたいと思う。

五老ヶ岳にある以前のかんぽの宿を再利用し、多くの方たちに使用してもらえるようにしたらいいと思う。